



# 新潟県公報

平成29年  
9月1日(金)  
第2915号

## 目次

### 告示

- 自衛官候補生の募集期間..... 733
- 自衛官候補生の採用試験の試験期日等..... 733
- 保安林皆伐面積の許容限度の公表..... 734
- 道路の区域の変更..... 736
- 道路の供用開始..... 737

### 公告

- 平成29年度後期技能検定試験の実施..... 737
- 平成29年度職業訓練指導員試験の合格者..... 741
- 土地改良区役員の退任..... 741
- 土地改良区連合役員の退就任..... 741
- 都市計画事業の施行..... 742

### 選挙管理委員会

- 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部改正..... 742

## 告示

### 新潟県告示第397号

平成29年度における自衛官候補生の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条（同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成29年 9月 1日

新潟県知事 福田 富一

募集種目	募集期間
自衛官候補生（男子）	平成29年9月9日（土）～同年11月28日（火）

### 新潟県告示第398号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項（同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定めたので告示する。

平成29年 9月 1日

新潟県知事 福田 富一

募集種目	試験期日	試験場の名称	試験場の位置
自衛官候補生（男子）	平成29年12月2日（土）	陸上自衛隊北宇都宮駐屯地	宇都宮市上横田町1360番地
	平成29年12月3日（日）		

(市町村課)

## 栃木県告示第399号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定に基づき、平成29年度における保安林及び保安施設地区内において皆伐による立木の伐採をすることができる面積の許容限度を次のとおり公表する。

平成29年9月1日

栃木県知事 福 田 富 一

森林計 画区名	単 位 区域名	市 郡 町 村 名	立木伐採面積の許容限度（単位 ha）					計
			水源涵 <sup>かん</sup> 養保安 林	土砂流 出防備 保安林	防風保 安 林	干害防 備保安 林	保健保 安 林	
那珂川	大田原 地 区	大田原市（狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田を除く。）、那須塩原市（塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原、関谷、金沢、宇都野、下大貫、上大貫、高阿津、下田野、遅野沢、藁沼、折戸、上横林、横林及び接骨木を除く。）及び那須郡那須町	435.81	52.70	0.10			488.61
同	那珂川 中流地 区	大田原市（狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田に限る。）、那須烏山市、芳賀郡茂木町及び那須郡那珂川町	268.27	100.07		6.74	2.00	377.08
那珂川 鬼怒川	矢板地 区	矢板市、那須塩原市（塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原、関谷、金沢、宇都野、下大貫、上大貫、高阿津、下田野、遅野沢、藁沼、折戸、上横林、横林及び接骨木に限る。）、さくら市及び塩谷郡	462.02	116.29	1.14	0.96		580.41
鬼怒川	鬼怒川 中流地 区	宇都宮市、真岡市、下野市（薬師寺、成田、谷地賀、下文狭、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、本吉田、下吉田、別当河原、絹坂、花田、上坪山、下坪山、東根、磯部、上川島、中川島、上吉田、三王山、三本木、田川及び延島に限る。）、河内郡上三川町及び芳賀郡（茂木町を除く。）	43.75	29.33		13.06		86.14

鬼怒川	今市地区	日光市（上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目、清滝二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川、滝ヶ原、足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町を除く。）	1,077.58	149.32				1,226.90
同	日光地区	日光市（上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目、清滝二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川及び滝ヶ原に限る。）	281.25	152.48				433.73
同	足尾地区	日光市（足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松						

		原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町に限る。)	86.83	42.28				129.11
渡良瀬川	黒川～小倉川地区	栃木市（西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元に限る。）及び鹿沼市	724.08	176.84				900.92
同	佐野地区	足利市、栃木市（西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元を除く。）、佐野市、小山市、下野市（薬師寺、成田、谷地賀、下文狭、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、本吉田、下吉田、別当河原、絹坂、花田、上坪山、下坪山、東根、磯部、上川島、中川島、上吉田、三王山、三本木、田川及び延島を除く。）及び下都賀郡	377.07	128.40		1.31		506.78
計			3,756.66	947.71	1.24	22.07	2.00	4,729.68

(森林整備課)

栃木県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年9月1日から同年10月2日まで一般の縦覧に供する。

平成29年9月1日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 一般県道 佐野太田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
52	前	足利市梁田町128-1地先から 足利市梁田町154-1地先まで	11.6～12.2	210.2	
	後	足利市梁田町128-1地先から 足利市梁田町154-1地先まで	11.6～13.6	210.2	

II

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 作原田沼線  
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
201	前	佐野市岩崎町3001-2地先から 佐野市岩崎町3004地先まで	18.0～30.1	52.4	
	後	佐野市岩崎町3001-2地先から 佐野市岩崎町3004地先まで	18.0～31.3	52.4	

Ⅲ

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮船生高德線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
325	前A	日光市塩野室町字築場河原2107番209 から 塩谷郡塩谷町大字佐貫字琴平脇771番 1地先まで	10.5～31.0	570.0	
	前B	日光市塩野室町字築場河原2107番153 から 塩谷郡塩谷町大字佐貫字琴平脇771番 1地先まで	4.8～8.5	712.0	
	後	日光市塩野室町字築場河原2107番209 から 塩谷郡塩谷町大字佐貫字琴平脇771番 1地先まで	10.5～31.0	570.0	

栃木県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成29年9月1日から同年10月2日まで一般の縦覧に供する。

平成29年9月1日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道461号	那須郡那珂川町大山田上郷1829から 那須郡那珂川町大山田上郷981-2まで	平成29年9月1日
201	一般県道 作原田沼線	佐野市岩崎町3001-2地先から 佐野市岩崎町3004地先まで	平成29年9月1日

(道路保全課)

**公 告**

○平成29年度後期技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第46条第2項の規定により、平成29年度後期

技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成29年9月1日

栃木県知事 福田 富一

## 1 実施する検定職種及び等級

### (1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

### (2) 1級及び2級

さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、金属ばね製造（線ばね製造作業及び薄板ばね製造作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、光学機器製造（光学機器組立て作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、石材施工（石材加工作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、金属材料試験（組織試験作業）及び塗装（鋼橋塗装作業）

（ただし、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、光学機器製造（光学機器組立て作業）及びカーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）にあっては、学科試験のみ実施する。）

### (3) 3級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業及びテクニカルイラストレーションCAD作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）

### (4) 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）及び樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

### (5) 等級区分等

技能検定は、上記のように1の(1)については特級とし、1の(2)については1級及び2級に区分し、1の(3)については3級とし、1の(4)については等級に区分しない（単一等級）で実施し、実技試験及び学科試験によって行う。

## 2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

### (1) 実技試験

#### ア 受検手数料

検定職種ごとに17,900円とする。

（ただし、別に知事が指定する者については、2,900円以上11,900円以内とする。）

#### イ 実施期日

平成29年12月4日（月）から平成30年2月18日（日）までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

#### ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

エ 問題の公表

あらかじめ平成29年11月27日（月）に栃木県職業能力開発協会公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

イ 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

検 定 職 種 ( 作 業 )	実 施 期 日
(1) 1級及び2級 鍛造（プレス型鍛造作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）及び金属材料試験（組織試験作業） (2) 3級 電気機器組立て（シーケンス制御作業）及び配管（建築配管作業）	平成30年 1月21日（日）
(1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 (2) 1級及び2級 さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、石材施工（石材加工作業）、防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業） (3) 3級 機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）	平成30年 1月28日（日）
(1) 1級及び2級 金属ばね製造（線ばね製造作業及び薄板ばね製造作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、光学機器組立て作業、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、菓子製造（洋菓子製造及び和菓子製造）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）及びコンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業） (2) 3級 機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、建築大工（大工工事作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション手書き作業及びテクニカルイラストレーションCAD作業）及び電子機器組立て（電子機器組立て作業） (3) 単一等級 電子回路接続（電子回路接続作業）及び樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）	平成30年 2月4日（日）

## ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

## 3 受検申請の手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

## (2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 宇都宮市昭和1丁目3番10号（県庁舎西別館）

電話 028-643-7002

## (3) 受付期間

平成29年10月2日（月）から同月13日（金）まで

## (4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、栃木県職業能力開発協会に交付する。

なお、郵送による申請書の用紙の交付を求めようとする者は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、角2の返信用封筒（宛先を記入し120円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 1に掲げる検定職種以外の検定職種であっても、その検定職種について実技試験及び学科試験の免除資格を有する者は、その職種について受検申請ができる。

## 4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（2の(1)アの額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた場合における手数料は、申請を取り消したとき又は試験を受けなかったときにおいても、返還しない。

## 5 合格者の発表等

## (1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、平成30年3月16日（金）付けで合格者に対し通知するとともに、県庁屋外掲示場に掲示する。

なお、栃木県のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。

ホームページアドレス <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/ginoukentei.html>

## (2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が平成30年3月16日（金）付けで合格者に対し通知する。

## (3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には栃木県知事名の合格証書が交付される。

また、技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

## (4) 試験結果の簡易開示

栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）に基づき、合格発表の日から1か月間、試験の得点を開示する。希望する場合は、免許証等本人を確認できるものと受検票又は合格通知を持参すること（受検者本人に限る。代理人は不可）。電話による開示には、応じられない。

開示実施場所 栃木県産業労働観光部労働政策課



6 その他

技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課（電話028-623-3238）又は栃木県職業能力開発協会（電話028-643-7002）に問い合わせること。

○平成29年度職業訓練指導員試験の合格者

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により実施した職業訓練指導員試験の合格者は、次のとおりである。

平成29年9月1日

栃木県知事 福 田 富 一

受験番号	受験番号
4	39
6	40
7	41
9	45
12	47
13	48
14	50
16	52
18	54
19	57
20	59
21	60
26	61
31	63
33	65
37	67

以上32名

(労働政策課)

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成29年9月1日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
鬼怒川右岸土地改良区	理 事	菊池 武男		宇都宮市石井町2489	29.8.18	

○土地改良区連合役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成29年9月1日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区連合名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
西の原用水土地改良区連合	理 事	青木 一夫		那須烏山市中央2-14-5	29.3.31	
	〃		久保田善一	〃 城東16-3		29.8.8

(農地整備課)

○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成29年9月1日

栃木県知事 福 田 富 一

- 都市計画事業の種類及び名称  
足利佐野都市計画道路事業3・4・3号赤見馬門線及び3・5・201号高萩村上線
- 施行者の名称  
栃木県
- 事業所の所在地  
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 事業地の所在
  - 収用の部分  
栃木県佐野市浅沼町字原及び字富士之宮、高萩町字天明道北、字屋敷西、字上組、字中組及び字谷分、植上町字北馬場町、植下町字南馬場町、北茂呂町字北茂呂、茂呂山町字茂呂山並びに馬門町字東茂呂及び字原裏
  - 使用の部分  
なし

(都市整備課)

**選挙管理委員会**

栃木県選挙管理委員会告示第三十七号

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月一日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の一部を改正する告示

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和五十六年栃木県選挙管理委員会告示第十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式を次のように改める。

別記第1号様式

政治活動用事務所 平成 年 月 日まで有効
--------------------------

( )  
栃木県選管 No.

備考 ( )には、申請者が候補者等の場合には「候補者等」と、申請者が後援団体の場合には「後援団体」と表示するものとする。

附 則

この規程は、平成三十一年一月一日から施行する。